

先月の県の説明会で、来年度の経審の申請書類を購入された方は、当方へご送付下さい。昨年から65才以上も要件に該当すれば雇用保険への加入が義務に。保険料は3年間免除



「貴社が足場工事を下請に出しているが、その時期に下請業者は代表者が死亡しとび土工の許可要件を欠いて許可の廃業届を出している…つまり税込500万円以上の工事を無許可業者に下請させている事に…これは建設業法違反に当たる」と経審の実態調査で指摘されA社は驚きました。許可業者が無許可業者と契約すると、聴聞→指示処分→営業の停止→許可の取消し→3年以下の懲役

業種に見合った許可? **下請の盲点** 施工直前に確認を

or300万円以下の罰金…と厳しい処分が待っています。公共工事受注のパートナー=経審は、①土木・建築等の格付業種の審査と②業法違反の調査という2つの大きな目的があります。請負契約をする際に相手業者が工事内容に見合った業種の許可を取っているかを許可書で確認するだけでなく県の許可証明を取る事も必要となります。A社の場合、実際は足場工事を下請に出したのは別の時期のものであった事が分かり大事に至らずに済みました。



「うちの子は仲が悪い!話し合いで遺産を分けるのはムリ→遺言がなければ、深刻な相続争いになる場合です。」「子供たちの仲がよくても…それぞれの子の経済事情が違う/親から生前にもらったものも違う/配偶者の意見も無視できない→皆が納得するように遺産を分けるのは難しく、話し合いで決めるのは子供にとって負担」と具体的な例をあげながら分かりやすく解説する講演会が10/7(日)に法務局主催で開かれました。会場の「パルル

公証人が講演会で **熱く語る!** 相続・遺言・老後の安心

には50名程の高齢者が参加、講師2人の話に耳を傾けました。中でも『遺言書の書き方』を解説した伊藤俊行公証人の話は若い人が聞いても面白い内容で、3連休の中日にしかも無料での開催ですから企画者には脱帽です。民法の相続分野の見直しは38年ぶりに行われ、本人が書く**自筆証書遺言**を法務局で保管可能とし**家裁での検認が不要**となる中で、公証人の役割は寧ろ大きくなりそうです。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。
 ※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
 ①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379